

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

目黒区長

公表日

令和6年3月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	法定受託事務として、国民年金法(昭和34年法律第141号)及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)に基づく次の事務を行う。 ① 第1号被保険者に係る届出の内容確認、受理及び報告 ② 任意加入の申出の受理及び事実の審査、任意脱退申請の受理及び報告 ③ 第1号被保険者期間を有する者の裁定請求(老齢基礎年金、未支給年金、死亡一時金、遺族基礎年金、及び障害基礎年金(20歳前障害基礎年金を含む))の内容確認、受理及び進達 ④ 障害基礎年金改定請求の受理及び進達 ⑤ 保険料免除に係る届出・申請の内容確認、受理及び進達・報告 ⑥ 学生納付特例及び納付猶予に係る申請の内容確認、受理及び進達 ⑦ 特別障害給付金の申請の受理及び進達
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【国民年金法に基づく事務】 ① 番号法(※1)第9条第1項及び別表第1の46の項 ② 主務省令(※2)第24条の2 【特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく事務】 ① 番号法第9条第1項及び別表第1の116の項 ② 主務省令第59条 (※1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (※2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民生活部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	区民生活部国保年金課国民年金係 〒153-8573 目黒区上目黒2丁目19番15号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	区民生活部国保年金課国民年金係 電話番号(直通):03-5722-9814

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [O] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 大野 容一	国保年金課長 松下 健治	事後	
平成28年7月1日	II しきい値判断項目 1対象人数 及び2取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成29年10月24日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年7月18日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	7 学生の納付特例及び若年者納付猶予に係る 申請の受理及び事実の審査 2 任意脱退申請の受理	7 学生の納付特例及び納付猶予に係る申請の 受理及び事実の審査 2 廃止 3から8を繰り上げる。	事後	
平成30年12月12日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 松下 健治	国保年金課長	事後	
平成30年12月12日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成30年12月12日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策	記載なし	記載あり(様式変更に伴う追加)	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務 付けられる	事後	
令和2年3月3日	評価書名	国民年金に関する事務	国民年金に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法に基づき法定受託事務とされる以下の 事務を行う。 ①届書の受理及び報告(第1号被保険者に係る 届書に限る) ②任意加入の申出の受理及び事実の審査 ③裁定請求の受理及び事実の審査(第1号被保 険者に係る届書に限る) ④障害基礎年金額改定請求の受理 ⑤保険料免除に係る届出・申請の受理及び事実 の審査 ⑥学生の納付特例及び納付猶予に係る申請の 受理及び事実の審査 ⑦被保険者又は受給権者に係る届出(福祉年金 を含む)の受理及び事実の審査	法定受託事務として、国民年金法(昭和34年法 律第141号)及び特定障害者に対する特別障害 給付金の支給に関する法律(平成16年法律第1 66号)に基づく次の事務を行う。 ①第1号被保険者に係る届出の内容確認、受理 及び報告 ②任意加入の申出の受理及び事実の審査、任意 脱退申請の受理及び報告 ③第1号被保険者期間を有する者の裁定請求 (老齢基礎年金、未支給年金、死亡一時金、遺族 基礎 年金、及び障害基礎年金(20歳前障害基礎年 金を含む))の内容確認、受理及び進達 ④障害基礎年金改定請求の受理及び進達 ⑤保険料免除に係る届出・申請の内容確認、受 理及び進達・報告 ⑥学生納付特例及び納付猶予に係る申請の内 容確認、受理及び進達 ⑦特別障害給付金の申請の受理及び進達	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利 用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別 表第一の31の項	【国民年金法に基づく事務】 ①番号法(※1)第9条第1項及び別表第1の31 の項 ②主務省令(※2)第24条の2 【特定障害者に対する特別障害給付金の支給に 関する法律に基づく事務】 ①番号法第9条第1項及び別表第1の83の項 ②主務省令第59条 (※1)行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年法 律第27号) (※2)行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府・総務省令第5号)	事後	
令和2年3月3日	II しきい値判断項目 1. 対象 人数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和1年9月1日時点	事後	
令和2年3月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和1年9月1日時点	事後	
令和2年3月3日	IV リスク対策 4. 特定個人情 報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[○] 委託しない	[] 委託しない [十分である]	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年9月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年12月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年9月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年7月5日時点	事後	
令和4年12月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年7月5日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	【国民年金法に基づく事務】 ①番号法(※1)第9条第1項及び別表第1の31の項 ②主務省令(※2)第24条の2 【特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく事務】 ①番号法第9条第1項及び別表第1の83の項 ②主務省令第59条 (※1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (※2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	【国民年金法に基づく事務】 ①番号法(※1)第9条第1項及び別表第1の31の項 ②主務省令(※2)第24条の2 【特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく事務】 ①番号法第9条第1項及び別表第1の83の項 ②主務省令第59条 (※1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (※2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	